

農業分野の方法論に基づくJ-クレジットの取組事例（2/2）



みどり戦略学生チャレンジ（全国版）の開催

- 「みどりの食料システム戦略」の実現に向けて、将来を担う若い世代の環境に配慮した取組を促すため、農業大学校や農業高校を含む大学生や高校生等の個人・グループが「みどりの食料システム戦略」に基づいた活動を実践する機会として、「みどり戦略学生チャレンジ（全国版）」を開催。



実施概要

＜概要＞

全国9ブロックで学生によるみどりの食料システム戦略に基づく取組を募集し、特に優れたものは全国大会に進出。最優秀の取組には農林水産大臣賞を授与。

＜参加部門＞

「高校の部」「大学・専門学校」の部

※農業に関係する教育機関に限らず広く一般に募集

＜募集内容＞

みどりの食料システム戦略に基づいた取組（調達、生産、加工・流通、消費に係る取組）を対象

＜募集期間＞

参加宣言：令和6年5月31日まで

取組実施：令和6年1月から10月まで

取組報告：令和6年10月

＜応募方法＞

取組成果をポスター形式で提出

全国大会出場者は発表動画を追加提出

BUZZ MAFFにて周知用動画を作成！



↓以下のQRコードから読み取り、是非ご覧ください。



令和5年度には、関東農政局で先行実施し、千葉県立農業大学校 病虫害専攻教室（物理的防除及び生物的防除資材を利用した環境保全型農業の実践）がグランプリを受賞。

環境負荷低減のクロスコンプライアンス

- 農林水産省の全ての補助事業等に対して、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を義務化する「クロスコンプライアンス」を導入。
- 補助金等の交付を受けるためには、みどりの食料システム法の基本方針に示された「農林漁業に由来する環境負荷に総合的に配慮するための基本的な取組」について、① 取り組む内容を事業申請時にチェックシートで提出すること、② 実際に取り組んだ内容を事業実施後に報告することを義務化し、令和9年度の本格実施を目標に、令和6年度から試行実施。

1. クロスコンプライアンスの内容

<農林水産省の全ての補助事業等>



機械導入



施設整備



食料自給率の向上

**各種支援に当たり、
環境負荷低減の最低限の取組を要件化
(=クロスコンプライアンス)**

みどり法基本方針（令和4年9月15日 農林水産省告示）に位置付けられた、基本的な7つの取組について、最低限取り組む内容を、各事業の内容に合わせてチェックシート等に整理。

☑ 適正な施肥

- ・肥料の使用状況の記録・保存
- ・作物の生育や土壌養分に応じた施肥 等

☑ 適正な防除

- ・農薬の使用状況の記録・保存
- ・農薬ラベルの確認・遵守、農薬の飛散防止 等

☑ エネルギーの節減

- ・電気・燃料の使用状況の記録・保存 等

☑ 悪臭・害虫の発生防止

- ・家畜排せつ物の適正な管理 等

☑ 廃棄物の発生抑制、循環利用・ 適正処分

- ・プラスチック製廃棄物の削減や適正処理 等

☑ 生物多様性への悪影響の防止

- ・病害虫の発生状況に応じた防除の実施 等

☑ 環境関係法令の遵守等

- ・営農時に必要な法令の遵守
- ・農作業安全に配慮した作業環境の改善 等



環境負荷低減の
クロスコンプライアンス
トップページ

2. 対象者、実施方法

(1) 対象者

- ・ 農林水産省が実施する全ての補助事業、物品・役務（委託事業を含む）の調達の実施主体または受益者（農林漁業者・食品関連事業者、民間事業者・自治体）。

(2) 実施方法

- ・ 補助事業においては、要綱・要領等にチェックシートの提出を要件化。物品・役務（委託事業を含む）の調達や公共事業においては、仕様書にチェックシートと同等の取組を要件化。
- ・ 対象者は、①取り組む内容を事業申請時にチェックシートで提出するとともに、②実際に取り組んだ内容を事業実施後にチェックシート等で報告。また、事業実施後に国や自治体等が取組状況を確認することにより実効性を確保。

3. スケジュール

- ① 令和6年度：事業申請時のチェックシート提出に限定して試行実施。
- ② 令和7年度：事業実施後の取組状況の報告及び完了検査時等に実施する実施確認を順次導入。
- ③ 令和9年度：全ての事業において、事業申請時・報告時、事業完了時の実施確認の全てのプロセスを含めて、本格実施。